

2016年 5月20日

大阪府知事 松井 一郎 様

障害児者の教育・福祉・医療等の拡充を求める要望書

障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会
連絡先団体／障害者(児)を守る全大阪連絡協議会
〒558-0011 大阪市住吉区荻田5-1-22
大阪障害者センター内
TEL 06-6697-9005
FAX 06-6697-9059

<教育>

1. 障害児学校の現在の過大・過密を解消し、今後さらに増加する児童生徒に対する教育環境を整え、豊かな障害児教育を保障するために支援学校を建設してください。
 - ①北河内地域、東大阪地域、南河内地域、堺・泉北地域、岸和田・貝塚地域、大阪市内地域に、小・中・高等部のある知的障害支援学校を緊急に設置してください。とりわけ、東大阪地域、堺・泉北地域、岸和田・貝塚地域への建設計画を早急に策定してください。
 - ②堺市内への希望者すべてを受け入れる高等部のある知的障害支援学校の建設計画を策定してください。また上神谷支援学校に高等部を設置するよう、堺市と協議するなど、堺地域への具体的な対策を早急に明らかにしてください。
 - ③泉南地域・北河内地域に、肢体障害のある子どもが安心して学べる小・中・高等部のある支援学校を建設してください。
 - ④交野支援学校四條畷校は、知的障害支援学校の分校ではなく本校として整備してください。そして、スプリンクラーの設置はもとより、空調設備・トイレの改修、給食の自校調理、直営バスの配置をおこなってください。
 - ⑤障害児学校の通学区域割については、保護者・関係者の意見を十分に取り入れ、福祉圏域、生活圈域（放課後等デイサービスの利用を含む）を守ってすすめてください。
 - ⑥児童生徒数の増加や校舎の老朽化などによる障害児学校の教育環境整備を充実してください。
 - ⑦支援学校における児童生徒数の増加で、特別教室が普通教室に転用されたり、間仕切ったりすることがないよう文部科学省に対し、特別支援学校の設置基準を策定するように要望してください。
 - ⑧学校施設の耐震化や老朽校舎の大規模改修を早急 to 実施してください。
 - ⑨同一敷地内に2つの支援学校が設置されている場合において、高等支援学校の入学

試験の日に支援学校を休校にしないなど、児童生徒の教育環境に影響が及ばないようにしてください。

2. 聴覚障害・病弱教育を充実してください。

①聴覚障害児教育

ア) だいせん聴覚高等支援学校については以下のことに留意して進めてください。

また、大阪府北部地域にも聴覚高等支援学校を設置してください。

i) 通学負担を軽減するため、通学用バス運行など通学条件の改善をはかってください。【文書回答】

ii) 「大阪市教育委員会との確認書」を踏まえ、通学が困難な生徒に関しては、大阪府立中央聴覚特別支援学校への入学を含め、同等の教育権を保障してください。【文書回答】

イ) 聴覚支援（ろう）学校における3歳未満児対象の早期教育を府として制度化してください。現在行われている2校の教育相談・支援サービスの質が低下することのないよう定数加配および教育予算を増やしてください。【文書回答】

②病弱児教育

引き続き入院していない病気療養児を含め、府内すべての病弱児に対する教育保障を充実してください。とりわけ、地元校に在籍している慢性疾患等で登校できていない児童生徒で、保護者が訪問教育を希望し、主治医により病気療養が必要と判断された場合には、速やかに病弱支援学校に籍を移し訪問教育が保障できるようにしてください。【文書回答】

3. 後期中等教育を拡充してください。

①支援学校高等部卒業後の一般就労者の実態を明らかにしてください。また、たまがわタイプの高等支援学校の進路の実態を明らかにしてください。

②高等学校で学ぶ障害のある生徒の教育保障をすすめるために、

ア) 府立高等学校に在籍する発達障害をはじめとするすべての障害のある生徒の実態把握をおこない、適切な教育課程や教材の準備、専門性をもった教職員の確保や定数措置、施設・設備などの条件整備をすすめ、教育環境を改善する等、必要な施策を講じてください。【文書回答】

イ) すべての府立高校にエレベーターの設置など、障害を持つ生徒が安全・安心に高校生活が送れるよう施設設備を充実してください。【文書回答】

ウ) 府立高等学校に在籍する障害のある生徒の支援のための、支援員や専門家の巡回相談などの導入をはじめ、通級指導教室の設置を行なってください。

③支援学校高等部に希望すればだれでも進学できる専攻科を設置してください。

④福祉事業型専攻科の実態を府教委として把握し、専攻科の設置を含めた移行期の支援教育のあり方について研究してください。

⑤知的障害支援学校高等部における職業教育偏重の押し付けをしないでください。

4. 適正な教職員配置を行い、障害や児童・生徒の実態に即した、手厚い教育を行ってください。

①標準法は最低基準であるという認識に立ち、標準法を下回っている学校については早急に改善するとともに、標準法を見直し、児童生徒の実態に見合った教職員の増員をしてください。引き続き国に標準法改善を強く働きかけるとともに、当面、府独自で幼・小・中学部の教職員定数の乗数を、学校入学期に鑑み、幼稚部・小学部は学級数にかかわらず学級数×2に、中学部は5学級以上の場合にも学級数×2にしてください。とりわけ国の定数改善への働きかけの具体的内容を以下のとおり行ってください。

ア) 重複学級については、「重度・重複学級」と改め、3人を標準として情緒障害などや医療的ケア必要児の位置づけなどを考慮して対象児の規定を設け、学級編制を行ってください。

イ) 幼稚部については、4、5歳児学級を1学級5名編制とし、3歳児学級を1学級3名編制としてください。

ウ) センターの機能を担う教員定数を当面学校あたり複数配置としてください。

エ) 養護教諭を幼稚部にも配置するなど学部ごとに配置してください。

オ) 1学級あたりの教員配置の乗数（規模別定数配置）を改善してください。

カ) 障害のある教職員のための職務補助制度を確立し、ヒューマンアシスタントを配置してください。

②期限付講師をはじめとする臨時教職員による配置を改め、正規の教職員による配置をすすめてください。

③大阪府として養護教諭を学部ごとに配置してください。【文書回答】

④大阪府として新たに地域支援のため教員定数枠を設けてください。当面「障害児教育支援整備事業費」（リーディングスタッフの活動保障）の増額をしてください。【文書回答】

⑤聴覚障害の教職員を採用してください。そして聴覚支援（ろう）学校幼稚部にも聴覚障害の教員を採用、配置してください。教員免許法の改定により聴覚障害（ろう）児教育の専門性が損なわれないよう、必要な措置を講じてください。また、聴覚障害の教職員の採用の際には、教職員との情報伝達手段の確立のための合理的配慮を行ってください。

⑥聴覚障害（ろう）児が安心して、心開いて相談できるように、同じ聴覚障害者のスクールカウンセラーを聴覚障害（ろう）児学校に配置してください。なお、配置されている学校においては、配置の時期・回数を充実してください。【文書回答】

5. 障害児学校の学級編制を適正におこなってください。

①重複障害学級の対象について、学校教育法施行令22条の3に含まれない「常時介護を必要とする」情緒障害をあわせもつ知的障害の児童生徒についても措置してく

ださい。

②生活指導をはじめとする指導の困難な知的・発達障害等の児童生徒に対する教員配置を行ってください。

③各校が児童生徒の実態に基づいて申請する学級数、資料を尊重し、実態に見合った学級認定を行ってください。【文書回答】

④標準法に基づく学科、学年制を原則とした学級編成を行い、児童生徒数が1名であっても学級を認可してください。一般学級において複数の学年、学級をまたがった学級編成（いわゆる「くくり」）を行わないでください。また、幼稚部・高等部の重複学級と訪問学級についても、複数学年で3人を超える児童、生徒数を一律に学級編成基準の「3人」で除算する方法を直ちに改めてください。【文書回答】

6. 障害児学校教員の特別支援教育免許状所有率を、全国平均並に引き上げる措置を講じてください。【文書回答】

7. 人事異動は公正・適正に行ってください。

①府立支援学校の教員の人事異動に関しては、本人の希望を尊重するとともに、教育の専門性、継続性を確保したうえで行ってください。

②府立学校教員人事取扱要領および学校教職員人事取扱要領における異動の対象「4年以上」基準をただちに撤回してください。

③府立学校教員人事取扱要領における異動の方法の②「新規採用者については、原則4年で異動を図る。（ただし最長6年まで）」の項目をただちに削除してください。

④当面、府立障害児学校における教員・教職員人事について、府教委の「人事異動方針」を「凍結」してください。

⑤人事異動問題については、父母・教職員の意見や要望を十分に聞いて、施策を示してください。

⑥本人希望と納得にもとづく人事異動、公正で民主的な人事異動を実現してください。

⑦学校運営や教育活動に支障をきたす強制異動を断じて行わないでください。各学校がもつ特殊性、教育の専門性を考慮し、各学校の学校運営や教育計画を尊重してください。

⑧各学校の実情に見合った教職員の配置を行ってください。特に職場の年齢構成や男女比、教科・免許、経験、学校の教育計画などを充分考慮し、校長具申を踏まえた配置を行ってください。

⑨聾学校（聴覚特別支援学校）に、手話のできる教員（手話の技能に優れ聴覚障害者と障害への理解のある教員、または聴覚障がいのある教員）を配置してください。大阪府が準備している手話言語条例（仮称）の制定を前に、ろう教育の第一線を担うべき聾学校（聴覚支援学校）内でのコミュニケーションの障壁を早急に取り除いてください。

8. 安全・安心で適正な通学時間・通学距離を保障してください。

- ①スクールバスの民間委託化方針を撤回し、直営でのスクールバス運行をしてください。
 - ②適正規模の障害児学校を各地域に建設するとともに、スクールバスを増車し、自宅から40分以内で通学できるようにしてください。なお、早急に60分を超える乗車時間を解消してください。当面暫定的な措置として、通学時間が1時間以上かかるコースのバスにはトイレを設置してください。
 - ③医療的ケアを必要とする児童・生徒が安全に通学できるようにしてください。
 - ④スクールバスを小型にして、自宅の近くから乗降できるように送迎ルートを改善してください。【文書回答】
9. より豊かで安全な学校給食を子どもたちに保障してください。
- ①障害児学校における学校給食調理業務の民間委託化はやめてください。
 - ②障害児学校の父母・教職員・関係者に対して、府教委の責任で十分な説明を行ってください。
 - ③文部科学省「学校給食衛生管理の基準」にもとづいて、厨房の施設設備を抜本的に整備してください。【文書回答】
10. 医療的ケアの必要な子どもたちの教育保障を充実してください。
- ①医療的ケアの必要な子どもたちが在籍する学校をはじめ、必要とされる障害児学校においては、府独自に看護師を配置してください。
 - ②医療的ケアが必要な児童も知的障害支援学校に入学できるようにしてください。【文書回答】
 - ③看護師配置については、正規の学校職員として独自に定数枠を設けるとともに、全体を把握できる常勤の看護師を必要に応じて配置ください。
 - ④泊を伴う行事への看護師の付き添い予算を増額してください。また、学校に配置されている看護師の泊を伴う行事への付添を可能にしてください。
 - ⑤医療的ケアを必要とする児童・生徒が安全に通学できるようにしてください。
11. 「府移管」に伴う旧大阪市立特別支援学校の教育条件については、「移管後も、これまでの教育やサービスの内容が大きく変わるものではない」（大阪府知事）、「移管に伴って、サービスの低下や不利益のないようにやっているところ」（大阪府教育委員会）を守り、教育条件を低下させないとともに、大阪府立支援学校の教育条件も同等に引き上げてください。
- ①平成29年度以降の通学区域割の変更については、保護者・関係者の意見を十分に取り入れ、福祉圏域、生活圏域（放課後等デイサービスの利用を含む）を守ってすすめてください。
 - ②中央聴覚支援学校、北視覚支援学校の「早期教育」を後退させないでください。
 - ③中央聴覚支援学校、北視覚支援学校の寄宿舎教育を継続、発展させてください。大阪府立中央聴覚支援学校寄宿舎の改修・増築を行ってください。

- ④光陽支援学校病弱部門（通学籍）を継続、発展させてください。
 - ⑤肢体不自由校において、実態に見合った教員（「実習助手」を含む）の配置を行ってください。
 - ⑥医療的ケアの必要な児童・生徒の通学保障を後退させないでください。
 - ⑦給食調理については以下の事業を継続するとともに、全府立支援学校にも適用してください。
 - ア) 障害の実態にあった5段階調理を継続、発展させてください。
 - イ) 給食調理の民間委託を行わないでください。
 - ウ) 保護者負担を増やす給食費の値上げをしないでください。
 - ⑧以下の事業を継続してください。
 - ア) 希望をすれば年3回行われていました、学校医、歯科衛生士の歯磨き指導、フッ化物と府の事業を継続、発展させてください。
 - イ) 性教育の外部講師としての保健師、助産師の無料派遣を継続、発展させてください。
 - ⑨以下の予算措置を継続・発展させてください。
 - ア) 視覚支援学校、聴覚支援学校の専攻科生の就学奨励費を継続実施してください。
 - イ) 肢体不自由校への理学療法士などの派遣回数を減らさないでください。
 - ウ) 学校維持運営費の水準を後退させないでください。
 - エ) 画用紙・粘土・芸術鑑賞費を保護者負担にしないでください。
 - オ) 図書費の水準を後退させないでください。
 - カ) 鶴見緑地公園乗馬体験を従来通り無料で利用できるようにしてください。
 - キ) これまでの水準を後退させずに、必要な点字教科書・指導書が購入できるように予算措置を講じてください。
- 1 2. 教職員旅費・学校管理費予算を増やしてください。
- 1 3. 小・中学校における障害児学級の在籍者数が大幅な増加傾向にあり、障害が重度化・多様化している実態を踏まえ、次の施策を実施してください。
- ①障害の重度化・多様化をふまえ、学校教育法第81条・学校教育法施行規則第137条の定めにもとづき、障害種別の学級を設置するとともに、障害児学級担任者を大幅に増員してください。また、各市町村の独自措置としておこなわれている加配措置（介助員制度等）に見合った大幅な教職員増をおこなってください。
 - ア) 学級編制基準が同じ複式学級同様、2学年で学級を設置するよう文部科学省に要望してください。
 - イ) 障害児学級の編制基準を府独自で改善し、1学級の定数を大幅に引き下げてください。
 - ウ) 在籍者が一人でも障害種別で支援学級を分級することを府の基準にし、それ

に基づき設置計画を立てるよう市町村教育委員会を指導してください。

エ) 同一種別で在籍予定者が9名の場合は、2学級設置することを府の基準にし、それに基づき設置計画を立てるよう市町村教育委員会を指導してください。もしくは、年度途中の児童・生徒の増加に対して、新設・増学級をおこない、必要に応じた教員配置をおこなってください。

②施設・設備の基準を設け、その改善・充実をはかってください。特に、肢体不自由児が在籍する全ての学校にエレベーターを設置するよう、市町村教育委員会に働きかけてください。

③障害児教育の専門性や継続性を尊重してください。

ア) 教員採用選考に障害児学級採用枠を設けるよう検討してください。

イ) 希望する場合は障害児学級担任として転勤できるよう市町村教育委員会に働きかけてください。

ウ) 支援学級担任の継続年数を延ばすことができるよう、市町村教育委員会を指導してください。

エ) 交流人事で支援学校から小中学校に移動する場合、支援学級担任もできるようにしてください。

④学校教育法施行令が一部改正されましたが、子どもたちに保障されるべき教育課程や教育条件が変わったわけではありません。支援学校・支援学級・通級指導教室・通常の学級、どこで学んでいても、その子に必要な教育課程・教育条件を保障してください。

⑤難聴学級を増やし、難聴学級を充実してください（設備、教員配置、専門性など）。校区にかかわらず、聴覚支援学校・難聴学級の選択を、自由にできるようにしてください。とりわけ、他の障害種別を含め、転学に関しては、『学びの場』を固定なものとし、『発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟』にできることを保護者・教職員に周知するとともに、そのための方策を検討してください。

⑥障害児学級で学んでいる子どもたちが通常の学級で学習・生活する時間も教育条件を保障できるよう、障害児学級と通常の学級の「二重学籍」を認めるよう国に働きかけてください。障害児学級在籍者を含めると、35人、40人の定数を超える通常学級をなくすよう、弾力的運用だけでなく、教員を加配してください。

⑦政令指定都市を含め、医療的なケアや医療的な見守りを必要とする子どもたちのいる学校に看護師を配置してください。泊を伴う行事に、いつも子どもと関わっている看護師が付き添いできるようにしてください。

⑧中学校の支援学級について、教科担任制への対応などを含め、特別な教育ニーズを持つ生徒たちの実態に見合ったきめ細かな教育が受けられるように学校全体で取り組んでいけるようにしてください。

14. 特別支援教育にあたっては、すべての子どもたちの成長・発達が保障されるよう、

障害児学校・学級の増設、30人以下学級の実現など十分な条件整備を行ってください。

- ① 30人以下学級の実現など、通常学級に学んでいる障害児やLD、ADHD等の子どもたちへの教育保障と条件整備をおこなってください。
- ② 通級指導教室を全ての小中学校及びすべての特別支援学校に設置してください。発達障害に起因する不登校の児童生徒が居場所として、通級指導教室に通えるよう柔軟な対応を行ってください。
- ③ コーディネーターを専任配置し、学校全体で特別支援教育を進めていくことができる基盤を作ってください。
- ④ 地域に根ざした「適正規模・適正配置」の障害児学校を増設してください。地域のセンター的役割を果たすために必要な人員配置をおこなってください。

15. 「発達保障」の観点にたった適切な就学指導をおこなうために、府および市町村に就学指導委員会を設置し、民主的に運営してください。市町村が行う発達相談・教育相談に、費用の補助をしてください。

16. 支援学校における非常災害時の食料備蓄と非常時電源の確保を早急に行ってください。

<障害児の放課後保障>

17. 放課後等デイサービスについて以下の点を府として対策を講じてください。

- ① 徒歩や公共交通機関を利用する場合も送迎加算の対象になるように国に働きかけるとともに府としても対策を講じてください。また、送迎中も療育時間と認めるよう国に働きかけてください。
- ② 利用人数に応じた出来高払いの報酬の在り方を見直し、安定した運営ができるように月額払いにするなど対策を講じるように国に働きかけてください。また、事務手続きがスムーズに行えるように、報酬の在り方を検討するよう国に働きかけてください。
- ③ 保護者の利用料の負担軽減を国に働きかけるとともに、府としても対策を講じてください。支給量に関しては、子どもや家族に必要な支給量は減らすことなく出るように国や市町村にも働きかけてください。
- ④ 主たる対象が「重症心身障害児」の放課後等デイサービス事業所が増えるよう以下の点の改善を国に要望するとともに府としてできることを行ってください。
 - ア) 機能訓練担当職員の非常勤勤務を認めてください。
 - イ) 医療ケアの児童の送迎に看護師が添乗することを勤務扱いにしてください。
 - ウ) 医療的ケアの研修を増やしてください。
- ⑤ 聴覚障害児への対応が可能な、手話のできるスタッフが配備された放課後等デイサービスを聾学校近辺に計画的に配置してください。

18. 学校と事業所との連携をしっかりと図ることができるよう、支援学校及び校区の学

校等、各学校へ送迎に関しての協力、行事予定表などの配布、担当教諭との懇談等、連携が取れるよう働きかけてください。子どもたちの豊かな育ちのために学校と事業所が、懇談等が持てるように対策を講じてください。

19. 障害児が安心して利用できるプールやアスレチックなど活動できるスポーツ施設などを各地域に整備してください。各地域の既存の施設が障害児・者も利用しやすいよう対策を講じてください。また、学校のプール・体育館なども開放して利用できるようにしてください。

<医療>

20. 重度障害者医療費助成制度を存続・充実させ、医療費負担を無料に戻してください。また、障害の重度化を防ぎ、軽減・維持するために必要な医療（診察・治療・処方箋）については、中軽度の障害者も制度対象に加えてください。訪問リハビリ・訪問看護も助成対象としてください。合わせて、「訪問看護の自己負担分」にも助成制度を適用してください。
21. 障害者が入院する際の個室利用に際して、負担軽減制度（補助制度）を創設してください。
22. 言語障害のある脳性麻痺の人や、聴覚障害、視覚障害、自閉症をはじめとした発達障害のある人等、コミュニケーションに何らかの配慮が必要な人の場合、診察時間、治療時間が長時間に及ぶことが多く、医療機関の負担となっています。現在のところ、医療機関側の配慮によって成り立っている現状がありますが、このままでは、対応ができなくなる危険性もあり、憂慮している状況です。診察・治療時に一般の人と比べて時間や対応する人が必要な場合、安心して医療が受けられるように、医療点数の何らかの加算等が行われるよう国に要望してください。また、国の対応ができるまでの間、府として何らかの措置を講じるよう検討してください。
23. 障害者地域医療ネットワーク事業を充実させて、広く障害者・家族に周知・広報してください。
24. 脳性麻痺やポリオ、脊髄損傷や頸髄損傷等の中途障害などの障害別に、成人期の健康実態や機能低下などの二次障害の具体的な症状の実態調査を実施してください。その際、在宅・福祉的就労・一般就労などの社会環境別に分けた調査を実施してください。
 - ①幼少期や学齢期から自らの障害を正しく捕らえて、二次障害への知識・認識を正しく持てるように学校や公的機関から、当事者や家族などに指導（アドバイス）できるシステムを創設してください。
 - ②適切な時期に適切な治療が受けられるために、教育・医療・福祉・就労が連携した総合的な二次障害対策を制度として構築してください。
25. 成人期障害者が医療リハビリテーションを継続的に受けられるよう、専門的医療機関を整備してください。疾患別リハビリテーションの日数制限を撤廃し、個々の患者の

必要性に応じて十分な診療が行えるようにしてください。上限日数の無い障害者リハビリテーション料を、当事者が居住地周辺で受けやすくするために、特に成人期（18歳以上）の診療報酬点数を引き上げるなど、診療報酬算定や施設人員基準を現状に見合うように改善してください。【所管外】

26. 障害児者が安心して医療にかかることができるようにしてください。

①障害者差別解消法にもとづく医療関係事業者向けガイドライン（対応指針）を関係先に周知するとともに、大阪府として、医療機関における対応状況を定期的に把握し、すぐれた取り組みなどについて関係先に広く周知するほか、障害者への医療提供における現状と課題について整理し、その改善方策について検討をすすめてください。

②大阪府立病院機構の各病院を、障害児者の外来・入院に対応するモデル病院として位置づけ、障害児者がそれぞれに必要な医療を適切に提供できるよう、機能を強化してください。

③障害児者への適切な医療の提供のために、専門病院の開設や増床などを必要とする地域があると判断する場合には、大阪府として、厚生労働大臣の同意を得るための協議を積極的にすすめてください。

④障害児者の医療に関わる相談窓口を、大阪府に設けてください。

27. 成人病予防対策として障害を配慮して受けられる、専門的な障害者ドックの開設を検討してください。

28. 知的障害を持つ、ろう重複者が入院治療を必要とした時に病院から付き添いの条件を出される現状は以前と変わっていません。1週間位の入院でも24時間となると高額となり家族の負担は大変なものになります。家族も「付添い介護費用」が一部補償される保険に再加入する等の自己努力はされていますが、国・府としても対応策を講じてください。

29. 医療機関において、聴覚障害者（ろうあ高齢者等）が安心して治療・入院が受けられるよう、府下の各医療機関（民間）に手話通訳者の設置、手話ができる看護師、相談員などが配置できるよう働きかけてください。また、手話研修のための費用を大阪府として補助してください。また、手話通訳者が設置されている医療機関について、リストを作成・公表する等の情報提供を行なってください。

30. 障害児者へのインフルエンザ予防接種費用を府として補助してください。

<障害者福祉施策>

31. 行き場の全くない、重度、最重度の高次脳機能障害者の方を、府として包括的に支援できる事業もしくは体制づくりを早急に整えてください。

32. 高次脳機能障害を含む中途障害者に偏りがちな、利用料一割負担を廃止するよう国に要望してください。合わせて府独自の救済策を講じてください。

3 3. グループホーム制度を拡充してください。

- ①障害者総合支援法の「改正」いかににかかわらず、軽度障害者が本人等の希望がある限り、グループホームでの暮らしを継続できるようにしてください。
- ②移動支援や通院介助の回数や時間等、地域によって差が出ています。大阪府として、各市町村のサービス状況調査をしてください。そして、地域によっての格差をなくす為の方策を講じてください。
- ③必要とするグループホームのスプリンクラーや自火報の設備補助をお願いします。必要とするのに、平成 30 年 3 月を過ぎてもスプリンクラー設置が出来ないホームへの対策をお願いします。また、国庫補助については、新規施設建設補助と同じ様式となり、補助額の割には提出資料が膨大な事務量が必要です。スプリンクラーについては、新規開設も含め、もっと簡単に補助請求出来るようにしてください。
- ④府営住宅の消防設備については、消防設置及び設備維持費も含めて大阪府の責任で行ってください。
- ⑤消防については、各消防署での対応の差があるので統一させてください。
- ⑥サービス管理責任者の必要研修や、重度支援加算で支援者養成講座や喀痰吸引研修が必要とする人がスムーズに行えるよう日程の確保をしてください。
- ⑦グループホーム利用者の居宅の通院介護について、月 2 回以上必要な人にも利用できるようにしてください。
- ⑧グループホーム開設のための土地購入や建設補助や大幅改修費への大阪府独自の補助制度を行ってください。
- ⑨グループホームは宿泊が必要で、職員確保が通常以上に大変厳しい実態です。大阪府としてもグループホーム職員確保のための施策を進めてください。重度障害者が生活するために必要な支援を行うための独自の助成制度を設けてください。
- ⑩グループホームで暮らす障害者が通院・入院に際して必要な支援が行えるような職員配置を国に働きかけ、府としても独自の制度を設けてください。
- ⑪高齢化・重度化に伴い、平日・休日問わず、ホームでの日中支援が必要です。「日中支援加算」については、祝日・休日等、グループホームで行った全ての日中支援について加算対象となるよう国に働きかけるとともに、大阪府として独自に補助を行ってください。

3 4. 北摂地域に療護介護施設（旧重症心身障害児者施設）の設置に向けて、府として特段の援助(土地提供等)をしてください。

3 5. 入所施設を整備してください。

- ①入所施設の整備・建設をおこなってください。医療的ケアの利用者を受けとめるためのくらしの場を府の責任で整備してください。また、看護師配置が可能となる補助を創設してください。
- ②報酬単価の改善を大阪府として国に要望するとともに、実施されるまでの間、大阪

府において独自の支援策を講じてください。

- ③夜間の体制が厚くできるよう、加齢や重度化の実態に合わせて補助を実施してください。
- ④重度化・高齢化に対応した設備改善に対して補助を行ってください。
- ⑤入所施設で暮らす障害者が通院・入院に際して必要な支援が行えるような職員配置を国に働きかけ、府としても独自の制度を設けてください。
- ⑥入所施設で暮らす障害者もガイドヘルパーが利用できるよう市町村に働きかけてください。

36. 府立金剛コロニーの機能を拡充してください。

- ①府立で建設する児童寮について、定員や建設工程のほか、新児童寮の内容や役割等、その内容を明らかにしてください。
- ②特別支援学校高等部を卒業する児童の次の進路への移行や自立を支援するための「地域移行担当者」を設置してください。
- ③本人や家族の意向にもとづき、砂川センターへの移行を円滑にすすめてください。
- ④入所者が安心して暮らせるよう、「すくよか」の診療体制を充実させてください。

37. 就労継続支援事業における平均工賃の引き上げのためにも、障害者優先調達推進法における2015年度大阪府の実績と今年度の計画を示して下さい。また、府内各自治体についても、取扱いの差が生じないよう府として必要な措置を講じてください。

38. ホームヘルプ制度を拡充してください。

- ①ヘルパー派遣時の宿泊費や交通費などの利用者負担について、大阪府独自の軽減措置を講じてください。
- ②ヘルパー不足を解消し、ヘルパーとして安心して働き続けられるよう報酬単価の大幅な見直し等を行なってください。特に、家事援助、重度訪問介護の報酬単価を大幅に引き上げてください。また、ヘルパーの報酬単価に、派遣にかかる移動時間の補償など、ヘルパーの処遇改善につながるような報酬上の具体的な措置を講じるように、国に強く働きかけてください。
- ③府下各地域で、医療的ケアのできるヘルパー事業所を増やしてください。合わせて「地域ケアシステム」(医療的ケアネットワークシステム)の構築を早急に図ってください。
- ④ヘルパーとして提供できる活動内容を制限しないでください。
 - ア) 居宅内だけに限らず、入院時、通勤・通学、育児や家族支援を含め、使用を認めてください。また、通院介助時に院内介助を制限することは絶対にしないでください。
 - イ) 入院にいたった場合、買い物や洗濯など生活上の支援や普段から慣れた者しか行なえないような身体的介護は、(医師の要請で)制度上のヘルパーが行なえるようにしてください。また、退院が間近になっての慣らしの外出や、自宅へ

の一時帰宅についても、制度上のヘルパーが利用できるようにしてください。
その際は、重度訪問介護の利用者に限定せず、必要な人に必要な支援が提供されるようにしてください。

ウ) 大掃除（換気扇掃除・クーラー掃除・蛍光灯掃除等）や自治会活動での援助、パソコン入力作業援助などの支援をホームヘルパーの仕事として認めてください。

⑤健康の維持は、障害者の地域生活にとって根底を支えるものです。通常時に必要な支援の量より、病気や怪我から回復するため、あるいは、障害のためかかりやすいと思われる病気を日常的に予防するためには、普段より多くの支援が必要です。それらの事情に対応するための市町村への財政支援を行なってください。

ア) 入院するまでもない病気や怪我で、障害者が一時的に自宅で療養しなければならなくなった場合、独居あるいは介護力が小さいものには、治癒までの間、（医師の意見書などをもとに）居宅支援または重度訪問介護の支給量を増やす措置を講じてください。

イ) 誤嚥性肺炎等、再発しやすい疾病になった場合、必要であれば、予防措置（口腔ケア等）が日常的に行なえるよう介護支給量を確保してください。

ウ) インフルエンザ等の感染症に利用者が罹患した場合、介護事業者が当該利用者に関わる従業者に対し必要十分な感染予防措置がとれるよう、リスクマネジメント加算を行うよう国に働きかけてください。

⑥ヘルパーの質的向上のために、専門性を高めるような具体的な措置を講じてください。（障害の理解、人権意識、スキルの向上などを保障する研修システムなど）

⑦重度訪問介護を介護保険にはない障害福祉サービス固有のものとして位置付けてください。また、利用制限をなくし通学、通勤・就労時、入院、外泊、運転介助等にも利用できるようにしてください。

⑧ 特定行為（経管栄養・痰吸引）が制度化されていますが、基本研修と実地研修を受けた以降、フォローアップ等が実施されていません。ヘルパー事業所にとって、一人2～3万円の研修費用は大きな負担です。研修費用助成、その後の研修の充実等、大阪府の独自施策を講じてください。

⑨ 居宅介護事業所においてヘルパーが慢性的に足りないため、利用者からの希望に応えることができないケースが非常に多くなっています。不足状態を解消するためにも、安心して働き続けられる報酬単価となるよう国に強く要望してください。

⑩ ヘルパーが専門性を高める研修を受けることができるよう、大阪府として研修機会の確保等何らかの手立てを講じてください。

39. 居宅サービスでは補えない障害者の生活全般のサポートや個々の生活に応じた支援をするための個人付きヘルパー（パーソナルアシスタント）制度の創設を検討してください。

40. 補装具について以下の改善を図ってください。

- ①補装具・日常生活用具の補助基準を引き上げてください。また、市町村によって給付品目に格差が生じないようにしてください。【文書回答】
- ②障害者施策で補そう具の支給を希望する人については、介護保険が優先されないことを国が明確にするよう求めるとともに、市町村自治体を指導してください。
- ③特例補そう具費については、基準額外となっている製品・部品等が支給対象となるように柔軟な支給がされるようにしてください。
- ④電動車いすの支給判定は、本人や家族の要望（詳細な生活実態や思いなど）を最大限尊重してください。また、支給判定を、初対面の見知らぬ判定官一人に任せず、OT、PTなどの専門家や本人の生活状況をよく知っている人たちの意見も聞いた上での公平な判定を行ってください。
- ⑤自由に操作練習ができるシステム（一定期間の機種貸し出しや車いす教習場（操作練習）を作るなど）をつくり、支給決定は、電動車いすの操作困難者に十分な指導・練習を保障したうえで判定をしてください。電動車いすに係る補そう具費の支給についての事務取扱要綱が指摘している電動車いすの操作経験を有さない障害者への操作訓練や使用上の留意事項の周知について、当該障害者に具体的な保障を行う機構・体制の整備を図ってください。
- ⑥通院リハビリでの操作訓練ができるように、模擬電動車いすを配備していない病院には、購入費用の補助制度を創設してください。
- ⑦支給判定は、障害の特徴を配慮して、なるべく普段のリラックス状態で受けられるような環境にしてください。
- ⑧補装具の作成・修理については、部品代だけではなく、人件費や出張旅費、また、運送費やメンテナンス費等も含め、作成や修理にかかる費用すべてを対象にすること。また、購入価格が補助基準よりも高くなった場合、その差額分を補てんする制度・システムを作ってください。
- ⑨補装具・日常生活用具について下記のように改めるよう国に求めてください。
 - ア) 補装具・日常生活用具のJIS規格、制限列举方式、低額基準をなくし、機能補完、身体ケア、自立・社会参加の保障を踏まえて、個々のニーズ・要望に応えるものを支給できるようにしてください。また、住宅環境、職場環境の改善も一体かつ総合的に行えるようにしてください。
 - イ) 補装具、日常生活用具の選択・作成・改造・修理・点検・リサイクル・相談・指導・教習・研究をトータルに行える「補装具センター」をすべての自治体に一カ所以上設置してください。その際、当該地域に責任を持ち、他センター、中央・地域の研究機関、医療機関、メーカー等と連携して障害者個々のニーズ、要望に応えられる体制を確保してください。

41. 障害者相談支援制度を拡充してください。

- ① 指定特定等のサービス利用計画作成等にあって、一般相談支援等と同様に、計画の策定だけでなく日常的な相談支援が必要なケースがほとんどです。確かに、一定の加算等の配慮は行われましたが、現行の制度では日常的な相談支援に十分に対応できる体制を整えることができません。そのため、一般相談支援等の専門職員配置が可能な、相談支援事業の基礎的な制度を改善し、円滑な相談支援が行えるよう制度見直しを行ってください。
 - ② 地域移行支援の対象枠の拡大にあたり、保護施設・矯正施設等の障害者への対象枠を拡大するにあたって、具体的支援ネットワークの構築や自立援助ホームや自立準備ホーム等の拡充等、地域基盤整備が緊急に求められますが、その対策をどのように進めるのか示してください。また、府単独の地域移行・定着支援の積み重ねを踏まえ、引き続き事業の存続をしてください。
 - ③ 相談支援事業の具体的役割を明確にし、各種協議会等は、行政責任で開催する仕組みとし、その運営のための独自財源措置を講じてください。
 - ④ 他市（市・相談支援事業所）との連携が取りやすい体制を構築できるよう整備を図ってください。また障害児の場合、教育機関との連携が図れるよう周知徹底等十分な配慮を行ってください。
- 4 2. 「難聴者のための手話教室」は中途失聴者の新たなコミュニケーション獲得の場です。難聴者のための手話教室の予算を増額してください。
- 4 3. 市町村からの入所相談の中で、単身者のケースが増えてきています。ご本人が医療機関にかかり、病状が重篤な場合は必ず家族・後見人等への説明と確認が必要になります。後見人等の支援が必要な方には市町申し立て等の方法も含めて迅速に対応していただけるよう、市町村に働きかけてください。
- 4 4. 聴覚障害者が利用できる事業所は地域にはありません。多大な交通費を負担し、遠方のなかまの里やあいらぶ工房の年中活動、短期入所を利用しています。広域利用にならざるを得ない聴覚障害者に対する交通費補助制度の創設、市町村への指導をお願いします。
- 4 5. 聴覚障害を持つ職員等が、府社協や各団体が主催する研修会等に参加できるよう、すべての研修会に手話通訳の配置を行なってください。また、研修の要項（ビラ等）に、「手話通訳あり」と掲載してください。また、他団体が開催する研修にも手話通訳をつけることを指導すると同時に、通訳に係る費用の助成等を検討・支給してください。
- 4 6. 障害福祉サービスにおける府内市町村の指導監査の実施状況(市町村への助言件数や具体的相談内容等)について明らかにしてください。市町村における格差が生じないようにしてください。
- 4 7. 府内各市町村における地域活動支援センターの設置状況を調査し、運営に格差が生じないように、運営に関する独自の上乗せ補助、通所費用への支援や家賃補助等、府としての施策を講じてください。

48. 青年・成人期の障害のある人が気軽に利用できるスポーツセンターや集える場、学校を卒業した障害者の余暇活動を保障する場など、障害児者が豊かな余暇を過ごせる場所やシステムを充実してください。
49. 発達障害への啓発活動等を大阪府として進めてください。大阪府が作成した障害理解ハンドブック「ほんまおおきに」では、発達障害の「特性」について当事者が「苦手」なことだけが列挙されていますが、障害当事者が自らの障害を正しく受け止め周りとの折り合いを図りながら希望をもって生活していくことを励ますような内容にあらためてください。発達障害をもつ当事者が身近に気軽に相談できる場所を設置してください。

<介護保険制度>

50. 介護保険優先原則（障害者総合支援法第7条）の廃止を国に強く働きかけてください。早急に介護保険の対象となった障害者が、障害者福祉か、介護保険制度を使うのかについては、本人の希望に沿って選択できるようにしてください
- ①要介護認定等の申請を行わない障害者に対し、障害者福祉サービスの打ち切りを行わない措置を講じてください。
 - ②当面の措置として、低所得者の利用料負担が障害者総合支援法に基づく制度の負担と同様になるようにしてください。
 - ③当面の措置として、「骨格提言」でも示されている、介護保険対象年齢になった後でも、従来から受けていた支援を原則として継続して受けることができるものとするを早急に実現するよう国に求めてください。
 - ④各市町村自治体が独自に判断している自立支援給付と介護保険制度との適用関係について、障害者の生活を破壊するような事態が起こらないように府として対策を講じてください。
 - ⑤視覚障害者の場合は、全盲の重度障害者であっても、現行の介護認定基準ではほとんどの者が要支援1か2と判定されるため、大阪府においては介護保険制度が改善されるまでの間、単独でサービス上乗せの助成措置を構じてください。また、障害者のQOLを低下させないように市町村を指導してください。
51. 介護保険の制度内容を拡充してください。
- ①地域支援事業を実施する場合は、障害者に対しては介護の経験がある有資格者を派遣するようにしてください。
 - ②ホームヘルパーの派遣時間を少なくとも1回2時間以上に延長できるように国に要望してください。
 - ③介護保険料の大幅引き下げと利用料の無料化を国に対して強く要望してください。
 - ④介護保険では身体介護に単位数をとられてしまうため、必要な生活支援を受けられません。それに、いままでつづけてきた社会参加を支援するための移動支援がありません。生活支援や移動支援のヘルパー派遣制度を創設し必要に応じて派遣してく

ださい。

⑤高齢障害者は障害者基礎年金とわずかな手当のみで暮らす人や働いてきた人も零細企業や自営で働き、貯えもなく、社会保険も脆弱な人が多くいます。大半が低所得者を占め、特養や老健施設などは利用料が高すぎて申し込みも出来ない人が多数です。在宅生活が困難になった人が負担を心配しないで申し込めるように府で利用料補助制度を作ってください。

5 2. 聴覚障害を持つ高齢者が障害による困難さや支援の特性等を踏まえた適切な認定調査を受けることができるよう、調査員および審査会委員を対象とした研修を行なうよう、大阪府として研修の実施状況を把握し、未実施の市町村に対しては実施するよう働きかけてください。

5 3. 聴覚障害を持つ高齢者への専門的支援（常時手話などで対応できる職員が必要）を行なっている事業所に対して、障害福祉サービスの「視覚・聴覚障害者支援体制加算」と同様の、コミュニケーションに対する加算を国に要望してください。また、障害福祉サービスを参考に、障害を持つ高齢者も含めた、介護保険制度の抜本的な見直しを国に要望してください。

5 4. 2017年4月からすべての市町村において完全実施される「総合事業」において、これまで通り、他の市町村から広域的に利用できるよう配慮するとともに、市町村に働きかけてください。

<就労・所得保障>

5 5. 「聴覚障がい者等ワークライフ（職業生活）支援事業」の予算を増額してください。また、国として、同様の事業を行うよう、働きかけてください。

5 6. 視覚障害者あはき師の就労機会を脅かす、晴眼者養成施設の新設・定員増については、認可しないよう国に働きかけてください。

5 7. マッサージ業における「無免許者」の取り締まりを厳正に行ってください。【文書回答】

5 8. 柔道整復師による医療保険の「カラ請求」、「水増し請求」、「ふりかえ請求」などの不正請求に関する実態把握に努め、法の遵守を求めてください。また、奈良県橿原市の事例を参考にしながら、大阪府においても市町村が柔道整復師に対して効能の広告をしないよう調査指導できるようにするため、柔道整復、鍼灸、マッサージを取り扱う施術所の開設等の事務権限の移譲について検討してください。

<住宅・まちづくり・防災>

5 9. 障害者が安心して入居できる、バリアフリー住宅を計画的に整備してください。

①一般住宅への家賃助成制度を創設してください。

②障害者住宅改造費助成を増額してください。また、必要に応じて複数回、助成が受

けられることを周知徹底し、市町村が使える対策を講じるように、指導を行ってください。

60. ホーム可動柵の設置を促進してください。

- ①各鉄道事業者に対してホーム可動柵設置をはたらきかけてください。【文書回答】
- ②大阪市交通局が計画している御堂筋線等の府下に所在する駅についても大阪府の責任において可動柵の設置をしてください。【文書回答】
- ③ホーム可動柵について、大阪府が調査を行うと共に障害者をも加えた研究会などの場を設けてください。【文書回答】
- ④今後、鉄道事業者から可動柵設置計画が提示された場合、大阪府としての方針を示してください。【文書回答】

61. 避難行動要援護者プラン、避難行動要援護者防災マニュアルや避難所運営マニュアル等が適切に整備され、市町村が障害者などの避難行動要援護者へのきめ細かい対応を進めていくことができるよう、大阪府として必要な施策を講じてください。また、福祉避難所を整備するよう市町村に引き続きき求めてください。

- ①避難所には障害者担当の係員や相談員が配置できるようにしてください。
- ②障害者をはじめとする避難行動要援護者の避難先について、一次避難所における福祉避難室、二次避難所としての福祉避難所の整備を急ぐとともに、必要に応じて近隣のホテル等の活用等も図ってください。

62. 中軽度障害者の交通運賃や有料道路料金の割引についても必要性を認め、対象となるよう国に働きかけてください。

<参政権保障>

63. 投票所への移動が困難な視覚障害者に対するガイドヘルプを選挙管理委員会の責任で行ってください。

64. 投票所における障害者への適切な支援を保障するため、選挙管理委員に対する障害理解の研修を行ってください。知的障害や発達障害を持つ当事者が投票に出向く際の不安を解消するため、投票の手順についてわかりやすく解説したパンフレット等を作成してください。

以上